

中種子町告示第86号

中種子町肥料価格高騰対策事業補助金交付要綱を次のように定めた。

令和8年4月17日

中種子町長 田淵川 寿広



中種子町肥料価格高騰対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 本補助金は、国際情勢の影響を受け、国内の肥料価格が高騰している中において、農業生産振興策として、肥料販売事業者への値引き原資支援を通じて、農業者に対して販売価格の値引きを行うため、この要綱の定めるところにより予算の範囲内において中種子町肥料価格高騰対策事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「肥料」とは、肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号。以下「法」という。)第2条に規定する肥料をいう。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象(以下「補助事業者」という。)となるのは、次に掲げる全ての事項に該当する者とする。

(1) 法第23条に基づき、販売業務についての届出を行っている者

(2) 本要綱に基づき、町長から事業の認可を受けている者

(3) 次に掲げる全てに該当しない者

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員が役員となっている団体

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者が役員となっている団体

エ 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体

(ア) 暴力団員が事業主又は役員に就任している団体

(イ) 暴力団員が実質的に運営している団体

(ウ) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している団体

(エ) 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している団体

(オ) 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している団体

(カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している団体

(対象事業の範囲)

第4条 補助対象事業の範囲は、次に掲げる全ての事項に該当するものとする。

(1) 補助金の対象となるものは、中種子町内に住所を有する者(法人を含む。)に納品した肥料とする。

(2) 補助金の額は、別表第1に掲げる基準日の納品価格からの値上り額に対して、次条に定める補助率を乗じた額を値引きして納品した肥料の値引きした原資額(円未

満は切捨て)とする。

(3) 事務支援費として、前号の値引きした原資額の総額に100分の2を乗じて得た額(円未満は切捨て)を加算する。

(対象経費及び補助率)

第5条 補助対象となる経費区分及び補助率は、別表第1のとおりとする。

(補助事業の対象期間)

第6条 補助事業の対象期間は、当該年度の4月1日又は事業認可決定通知のいずれか遅い日から当該年度の3月31日までとする。

2 第2条に規定する補助事業者は、補助の対象期間内において、別表第1の経費区分に該当する肥料の納品を完了するものとする。

(事業認可登録の申請)

第7条 補助事業者は、別表第2に掲げる期間までに提出書類を町長に提出しなければならない。

(事業認可決定の通知)

第8条 町長は、前条に基づく申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助事業を実施すべきと認めるときは、事業認可決定を行い、事業認可通知書(別記第2号様式)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の認可決定に当たり、必要に応じて条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、補助事業中止(廃止)届(別記第3号様式)を町長に提出しなければならない。

(交付申請及び実績報告)

第10条 補助事業者は、別表第3に掲げる対象期間ごとに同表に掲げる提出書類を町長に提出しなければならない。

(補助金の額の決定及び確定)

第11条 町長は、前条の規定に基づく交付申請(実績報告)書の提出があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を決定(確定)し、額の決定(確定)通知書(別記第5号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 町長は、前条の規定による決定(確定)通知に基づき、別表第3に掲げる請求書(別記第6号様式)により補助事業者に補助金を交付する。

(事業認可の取消し)

第13条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条の規定に基づく認可決定を取り消すものとし、事業認可取消通知書により補助事業者に通知することとする。

(1) 次に掲げる要件のいずれかに該当する場合

ア 事業認可決定時に付した第8条第2項に基づく条件に適合していなかったとき。

イ 正当な理由なく第10条に規定する期日までに交付申請(実績報告)に係る書類を提出しなかったとき。

ウ 交付申請(実績報告)書類に不備があり、その修正に応じなかったとき。

エ 前アからウまでのほか、この要綱に規定する事項又は町長の指示に従わなかったとき。

(2) 法令又は交付要綱の定めに違反したとき。

(3) 虚偽の申請、事業執行又は報告等不正行為を行ったとき。

(4) 補助事業を実施していないと認められたとき。

(5) その他町長が交付決定を取り消すことが適当と認めたとき。

(補助事業の経理等)

第14条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(調査)

第15条 町長は、必要があると認めたときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は職員を派遣して必要な調査をさせることができる。

2 前項の報告の徴取又は調査に対して補助事業者は協力しなければならない。

(個人情報の保護)

第16条 町長は、申請者及び補助事業者に関して得た情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に従って取り扱うものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月1日から施行する。

別表第 1 (第 4 条—第 6 条関係)

	肥料
経費区分	法第 2 条に規定する肥料
基準日	令和 3 年 7 月 1 日時点の納品単価
補助対象経費	1 基準日の納品価格からの値上がり額に対して、補助率を乗じて得た額を値引きして納品した肥料の値引き原資額(1 円未満は切捨て)
	2 基準日に販売していない場合は、販売開始時の納品価格とする。
補助率	100 分の 50

別表第 2 (第 7 条関係)

	肥料
事業の認可	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認可申請書(別記第 1 号様式) ・ 肥料の品質の確保等に関する法律第 23 条に基づく届出書の写し ・ 直近の事業決算書の写し
提出期限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 随時

別表第 3 (第 10 条、第 12 条関係)

交付申請 (実績報告) 請求	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請(実績報告)書(別記第 4 号様式) ・ 品目毎の納品明細書(数量、納品日、購買者氏名、基準日の販売金額、実売価格、値引き額、値引き額合計) ・ 請求書(別記第 6 号様式)
対象期間 提出期限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4 月 1 日から 9 月 30 日までの納品分：10 月末日まで ・ 10 月 1 日から 3 月 31 日までの納品分：翌年度 4 月 15 日まで ・ 上記以外の期間において関係書類を提出する場合は、町と事業認可者双方協議のうえ、別で期限を設けることができる。

別記

第1号様式 (第7条関係)

年 月 日

中種子町長

殿

(申請者)
住所
事業者名
代表者

中種子町肥料価格高騰対策事業認可申請書

中種子町肥料価格高騰対策事業の実施をしたく、事業所登録認可を申請します。

事業者情報	フリガナ													
	事業者名 (屋号)													
	法人番号													
	住所	〒												
	電話番号													
店舗情報	フリガナ													
	店名等													
	住所	〒 -												
	代表者氏名							電話番号						
	業種													
指定口座	金融機関	銀行						本店・支店						
		信用金庫						本所・支所						
		農協						出張所・代理店						
	口座	種別						口座番号※右詰めでご記入ください。						
	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金													
	フリガナ													
	口座名義													

※口座名義は、通帳に記載されている名義を記入してください。

裏面にもご記入をお願いします。

別紙

1 担当者名	※記入がない場合は、代表者名になります。
2 担当者連絡先	T E L 携帯電話 F A X
3 メールアドレス	
4 URL (ホームページ)	
5 営業時間	
6 定休日	
7 備考	

殿

中種子町長

中種子町肥料価格高騰対策事業認可通知書

年 月 日付で申請のあった中種子町肥料価格高騰対策事業の認可について、中種子町肥料価格高騰対策事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり通知します。

記

以下のとおり認可する。

事業認可決定年月日	年 月 日
事業者名 (屋号)	
店舗名	
代表者氏名	
所在地	〒 ー
備考	

年 月 日

中種子町長 殿

(届出者)
事業所名
代表者

中種子町肥料価格高騰対策事業中止（廃止）届

中種子町肥料価格高騰対策事業を中止（廃止）したいので、中種子町肥料価格高騰対策事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり届出をします。

記

事業者名 (屋号)	
店 舗 名	
代表者氏名	
所 在 地	〒 —
備 考	

第4号様式（第10条関係）

年 月 日

中種子町長 殿

(報告者)
事業所名
代表者

中種子町肥料価格高騰対策事業交付申請（実績報告）書

年 月 日付け第 号により認可通知があった中種子町肥料価格高騰対策事業に係る
年度（上期・下期）の事業について、中種子町肥料価格高騰対策事業補助金交付要綱第10
条の規定により報告します。

記

対象期間	年 月 日 ~ 年 月 日
事業者名 (屋号)	
品目毎の納品明細書	別紙のとおり

第5号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

殿

中種子町長

中種子町肥料価格高騰対策事業補助金交付決定（確定）通知書

年 月 日付けで交付申請（実績報告）のあった 年度（上期・下期）の
中種子町肥料価格高騰対策事業補助金については、下記のとおり決定（確定）しました。

記

補助事業に要する経費及び補助金

補助事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円

